

平成 28 年 12 月 16 日  
九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所 2 ～ 4 号機運転差止訴訟の期日開催について

本日 14 時 30 分から、佐賀地方裁判所において、標記訴訟の第 19 回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所 2 ～ 4 号機の運転の差止を求めて、第 1 次（平成 23 年 12 月 27 日及び平成 24 年 1 月 18 日）から第 2 次（平成 27 年 10 月 30 日）にわたり提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、原告の請求の棄却を求めております。

今回、当社は書面を提出し、玄海原子力発電所の配管の健全性は確保されており、また、万一配管に異常が生じても、玄海原子力発電所の安全性は確保されている旨の主張を改めて行っております。

今後とも、裁判において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、努力してまいります。

以 上